

岡山市地域防災計画「新旧対照表」 (風水害等対策編)

※修正部分は、下線で示しています。

頁	修正前	修正後	修正理由
5	第1部 総則編 第1章 総則 第1節～第3節（略） 第4節 災害の想定 1（略） 2 岡山市被災想定調査（令和4年5月） 岡山市は、令和4年5月に被災想定調査を実施し、災害種別ごとの立退避難者を算出し、南海トラフ巨大地震発生時の避難者数について時点修正を行った。また、地域特性を考慮するため、町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、それらを集計することで、<u>最大立退避難者数を算出した。</u> <u>これらの結果を踏まえ、</u>今後、避難場所の不足が想定される地域について十分な避難場所を確保できるよう、既存避難場所の利用可能スペースの拡大や、協定締結等による避難場所の確保に取り組んでいく。加えて、備蓄物資の見直しや確保、避難指示等の判断・伝達マニュアルの修正を行う際の基礎資料とする。 被災想定の実施に当たっては、ハザードマップで示している浸水想定区域・土砂災害警戒区域、及び住民基本台帳、固定資産台帳等を利用し、各区域内の住家数、居住者数を算出した。また、洪水・高潮の避難者数の算出は、浸水時に垂直避難が可能な方は除くものとした。 （略） 第5節（略） 第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1節（略） 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1～5（略）	第1部 総則編 第1章 総則 第1節～第3節（略） 第4節 災害の想定 1（略） 2 岡山市被災想定調査（令和4年5月） 岡山市は、令和4年5月に被災想定調査を実施し、町丁目ごと、災害種別ごとの住家被害数や立退避難者数を算出し、南海トラフ巨大地震発生時の避難者数について時点修正を行った。また、地域特性を考慮するため、町丁目ごとに立退避難者数が最大となる災害を判定し、それらを集計することで、得られる最大立退避難者数に加え、災害種別ごとの避難者数も考慮のうえ、今後、避難場所の不足が想定される地域について十分な避難場所を確保できるよう、既存避難場所の利用可能スペースの拡大や、協定締結等による避難場所の確保に取り組んでいく。加えて、備蓄物資の見直しや確保、避難指示等の判断・伝達マニュアルの修正を行う際の基礎資料とする。 被災想定の実施に当たっては、ハザードマップで示している浸水想定区域・土砂災害警戒区域、及び住民基本台帳、固定資産台帳等を利用し、各区域内の住家数、居住者数を算出した。また、洪水・高潮の避難者数の算出は、浸水時に垂直避難が可能な方は除くものとした。 （略） 第5節（略） 第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1節（略） 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1～5（略）	表現の具体化

14	6 自衛隊 [陸上自衛隊 (第13 特科隊等)] (略) 7 指定公共機関 (略) 【日本赤十字社 (岡山県支部)】 (以下、「日赤県支部」という。) ① (略)	6 自衛隊 [陸上自衛隊 (中部方面特科連隊第3 大隊等)] (略) 7 指定公共機関 (略) 【日本赤十字社 (岡山県支部)】 (以下、「日赤県支部」という。) ① (略)	時点修正
16	②緊急救護に適する救助物資 (毛布・緊急セット等) を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。 ③～④ (略) ⑤義援金の募集及び配布についての協力を行う。 (略) 8 指定地方公共機関 (略) 【公益社団法人岡山県医師会 (以下、「県医師会」という。)] ①～③ (略) ④日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。	②緊急救護に適する救助物資 (毛布・緊急セット (日用品等)) を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。 ③～④ (略) ⑤義援金の募集を行う。 (略) 8 指定地方公共機関 (略) 【公益社団法人岡山県医師会 (以下、「県医師会」という。)] ①～③ (略) ④日本医師会の編成する災害医療チーム (JMAT) の活動を調整する。	上位計画と整合を図ったもの
18	<u>(新規)</u>	[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会] ①被災地域において、ボランティアセンターの支援を行う。 ②岡山県災害派遣福祉チーム (岡山DWA T) の派遣を行う。 ③被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。	表現の適正化
18	9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 【岡山市内医師会連合会 (以下、「岡医連」という。)] 【一般社団法人岡山市医師会 (以下、「市医師会」という。)] ①医療救護班の編成及び出動体制の整備並びに災害現場への派遣に関すること。 ②傷病者に対する応急処置及び重症者等の後方医療施設への転送の可否	9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 【岡山市内医師会連合会 (以下、「岡医連」という。)] 【一般社団法人岡山市医師会 (以下、「市医師会」という。)] 【岡山市薬剤師会】 【公益社団法人岡山県看護協会】 ①災害時における医療救護活動に協力する。	上位計画と整合を図ったもの 各部より意見のあったもの

・<u>順位の決定並びに死亡の確認に関すること。</u> <u>【一般社団法人岡山県病院協会岡山支部】</u> <u>①後方医療施設となる病院に対する連絡調整に関すること。</u> <u>【岡山市内歯科医師会連合会】</u> ①災害時の<u>歯科治療</u>に協力する。 ②遺体の身元確認に係る法歯科医の情報提供と連絡調整を行う。 <u>【岡山市薬剤師会】</u> ①医療品を中心とした医療救護活動に協力する。 ②被災地内の衛生環境整備を支援する。 ③災害時における医療救護活動に協力する。 <u>【公益社団法人岡山県看護協会】</u> ①医療及び助産活動に協力する。 ②防疫その他保健衛生活動に協力する。 ③災害時における医療救護活動に協力する。 <u>【災害拠点病院】</u> (略) <u>【おかやまDMAT】</u> (略) 第3章～第4章 (略) 第2部 災害予防計画 第1章 防災業務施設・設備等の整備 第1節～第4節 (略) 第5節 救助施設・設備 第1項 (略) 第2項 実施内容 <u>【市】</u>	(削除) <u>【岡山市内歯科医師会連合会】</u> ①災害時に<u>おける医療救護活動</u>に協力する。 ②遺体の身元確認に係る法歯科医の情報提供と連絡調整を行う。 (削除) (削除) <u>【災害拠点病院】</u> (略) <u>【災害派遣医療チームDMAT】</u> (略) 第3章～第4章 (略) 第2部 災害予防計画 第1章 防災業務施設・設備等の整備 第1節～第4節 (略) 第5節 救助施設・設備 第1項 (略) 第2項 実施内容 <u>【市】</u>	
---	--	--

42	第2節 情報収集・連絡体制 第1項 (略) 第2項 実施内容 【市】 ①～⑥ (略) ⑦災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。 ア～エ (略) オ 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等	第2節 情報収集・連絡体制 第1項 (略) 第2項 実施内容 【市】 ①～⑥ (略) ⑦災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。 ア～エ (略) オ 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等。	上位計画と整合を図ったもの
44	【県】 (略) 第3節 防災関係機関相互の連携体制 第1項 (略) 第2項 実施内容 【市】 ①～⑦ (略) ⑧訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。	【県】 (略) 第3節 防災関係機関相互の連携体制 第1項 (略) 第2項 実施内容 【市】 ①～⑦ (略) ⑧訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。 また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となった場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	上位計画と整合を図ったもの
44	⑨～⑪ (略) <u>(新規)</u>	⑨～⑪ (略) ⑫市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援	上位計画と整合を図ったもの

44	【県】①～②（略） ③医療の応援について、近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、ドクターヘリの災害時における運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等を確保する等、運用体制の構築を図るなど、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 ④（略） 第4節（略） 第3章 自然災害予防対策 第1節～第2節（略） 第3節 土砂災害防止対策 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1～4（略） 5 防災工事の実施 【市】 (1)～(3)（略） <u>（新規）</u>	を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。 【県】①～②（略） ③医療の応援について、近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、ドクターヘリの災害時における運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等を確保する等、運用体制の構築を図るなど、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。 ④（略） 第4節（略） 第3章 自然災害予防対策 第1節～第2節（略） 第3節 土砂災害防止対策 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1～4（略） 5 防災工事の実施 【市】 (1)～(3)（略） (4)盛土等による災害の防止対策 市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査を実施し、必要に応じ把握した盛土等について、安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。 また、市は、崩落の危険がある盛土等を発見した場合は、宅地造成及	上位計画と整合を図ったもの 上位計画と整合を図ったもの
51			

57	第4節～第5節（略） 第6節 ため池等農地防災対策 第1項 方針 本市は市域の 11%を超える 8,928ha(2015 農林業センサス)という全国有数の経営耕地を誇っており、このため農業用排水路・ため池・排水機場等数多くの農業用施設を抱えている。老朽化したため池・排水機場等農業用施設の改修は、農用地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定に資することはもとより、混住化した住宅地の治水対策も担っているため、重要である。 第2項～第3項（略） 第7節～第11節（略） 第4章～第5章（略） 第6章 防災活動の環境整備 第1節（略） 第2節 防災知識の普及 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1 防災教育 【市】 (1)住民に対する防災教育 ①～②（略） ③防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の防	び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。 第4節～第5節（略） 第6節 ため池等農地防災対策 第1項 方針 本市は市域の 11%を超える 9,395ha(2020 農林業センサス)という全国有数の経営耕地を誇っており、このため農業用排水路・ため池・排水機場等数多くの農業用施設を抱えている。老朽化したため池・排水機場等農業用施設の改修は、農用地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定に資することはもとより、混住化した住宅地の治水対策も担っているため、重要である。 第2項～第3項（略） 第7節～第11節（略） 第4章～第5章（略） 第6章 防災活動の環境整備 第1節（略） 第2節 防災知識の普及 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1 防災教育 【市】 (1)住民に対する防災教育 ①～②（略） ③防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや家庭	時点修正 上位計画と整合
100			

	災知識の普及を図る。 ④～⑦（略） (2)～(3)（略） 【県】（略） 2（略） 3 災害ボランティア活動のための環境整備 【市】 ①～④（略） <u>（新規）</u>	動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする等の防災知識の普及を図る。 ④～⑦（略） (2)～(3)（略） 【県】（略） 2（略） 3 災害ボランティア活動のための環境整備 【市】 ①～④（略） ⑤災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努める	を図ったもの										
102			上位計画と整合を図ったもの										
103	<u>（新規）</u>	○災害ボランティアセンター候補施設 <table><tr><td>区</td><td>施設名（所在地）</td></tr><tr><td>北区</td><td>○岡山市役所（大供一丁目１－１） ○北区役所（大供一丁目１－１） ○岡山市保健福祉会館（鹿田町一丁目１－１） ○北長瀬未来ふれあい総合公園（北長瀬一丁目）</td></tr><tr><td>中区</td><td>○岡山ふれあいセンター（桑野７１５－２）</td></tr><tr><td>東区</td><td>○東区役所（西大寺南一丁目２－４） ○西大寺緑花公園・百花プラザ（西大寺南一丁目２－３）</td></tr><tr><td>南区</td><td>○南区役所（浦安南町４９５－５） ○浦安総合公園（浦安南町４９３－２） ○ウェルポートなださき（片岡１５９－１） ○灘崎総合公園（片岡１１９－１） ○灘崎支所（片岡２０７）</td></tr></table>	区	施設名（所在地）	北区	○岡山市役所（大供一丁目１－１） ○北区役所（大供一丁目１－１） ○岡山市保健福祉会館（鹿田町一丁目１－１） ○北長瀬未来ふれあい総合公園（北長瀬一丁目）	中区	○岡山ふれあいセンター（桑野７１５－２）	東区	○東区役所（西大寺南一丁目２－４） ○西大寺緑花公園・百花プラザ（西大寺南一丁目２－３）	南区	○南区役所（浦安南町４９５－５） ○浦安総合公園（浦安南町４９３－２） ○ウェルポートなださき（片岡１５９－１） ○灘崎総合公園（片岡１１９－１） ○灘崎支所（片岡２０７）	上位計画と整合を図ったもの
区	施設名（所在地）												
北区	○岡山市役所（大供一丁目１－１） ○北区役所（大供一丁目１－１） ○岡山市保健福祉会館（鹿田町一丁目１－１） ○北長瀬未来ふれあい総合公園（北長瀬一丁目）												
中区	○岡山ふれあいセンター（桑野７１５－２）												
東区	○東区役所（西大寺南一丁目２－４） ○西大寺緑花公園・百花プラザ（西大寺南一丁目２－３）												
南区	○南区役所（浦安南町４９５－５） ○浦安総合公園（浦安南町４９３－２） ○ウェルポートなださき（片岡１５９－１） ○灘崎総合公園（片岡１１９－１） ○灘崎支所（片岡２０７）												

111	【日赤県支部・社会福祉協議会】 (略) 4 (略) 第3節～第5節 (略) 第6節 災害教訓の伝承 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 【市・県】 過去に起こった大災害の教訓を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、調査分析結果や映像を含めた各資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、防災教育等を通じて、既存の災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。 【住民】(略) 第7章 要配慮者の安全確保計画 第1項 方針 高齢者、障害者等の要配慮者について、その状況を把握し防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。	【日赤県支部・社会福祉協議会】 (略) 第3節～第5節 (略) 第6節 災害教訓の伝承 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 【市・県】 過去に起こった大災害の教訓を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、調査分析結果や映像を含めた各資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、防災教育等を通じて、既存の災害に関する石碑やモニュメント等、自然災害伝承碑等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。 【住民】(略) 第7章 要配慮者の安全確保計画 第1項 方針 高齢者、障害者等の要配慮者について、その状況を把握し防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。 災害発生時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、市における避難行動要支援者の避難支援対策の基本的な考え方や進め方を明らかにした「岡山市要配慮者避難支援全体計画」により対応する。 (略) 第2項 (略) 第3項 実施内容 1 避難行動要支援者名簿の作成	上位計画と整合を図ったもの 表現の具体化
112	<u>(新規)</u> (略) 第2項 (略) 第3項 実施内容		

113	1 避難行動要支援者名簿の作成 【市】(略) (1)避難支援者等関係者 以下に挙げる団体及び個人に対し、避難行動要支援者本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を提供する。 ただし、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合には、災害種別や規模等を総合的に勘案した上で、当該同意の有無にかかわらず、名簿情報を提供する。 ①岡山市消防局 ②岡山市消防団 ③岡山県警察 ④民生委員児童委員 ⑤(社福)岡山市社会福祉協議会 ⑥自主防災組織 ⑦安全・安心ネットワーク ⑧町内会等 <u>(新規)</u> ⑨その他、避難支援等の実施に携わる関係者として市長が必要と認める者 (2)～(8)略 2～8 (略) 第8章 防災対策の整備・推進 第1節 防災に関する調査研究の推進 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1 危険地域の実態把握 【市】	【市】(略) (1)避難支援者等関係者 以下に挙げる団体及び個人に対し、避難行動要支援者本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者の名簿情報を提供する。 ただし、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合には、災害種別や規模等を総合的に勘案した上で、当該同意の有無にかかわらず、名簿情報を提供する。 ①岡山市消防局 ②岡山市消防団 ③岡山県警察 ④民生委員児童委員 ⑤(社福)岡山市社会福祉協議会 ⑥自主防災組織 ⑦安全・安心ネットワーク ⑧町内会等 ⑨岡山市地域包括支援センター ⑩その他、避難支援等の実施に携わる関係者として市長が必要と認める者 (2)～(8) (略) 2～8 (略) 第8章 防災対策の整備・推進 第1節 防災に関する調査研究の推進 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1 危険地域の実態把握 【市】	方針の見直し
-----	---	--	--------

119	法による災害危険区域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険区域についてもその実態を把握する。 ①急傾斜地崩壊危険区域の把握 ②水害危険区域の把握 ③地すべり危険区域の把握 ④火災危険区域の把握 ⑤その他災害危険区域の把握	法による災害危険区域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険区域についてもその実態を把握する。 ①土砂災害警戒区域等の把握 ②水害危険区域の把握 (削除) ③火災危険区域の把握 ④その他災害危険区域の把握	上位計画と整合を図ったもの
119	2 危険地域の被害想定 【市】(略) また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録等の活用のため施策等を推進する。 3 (略) 第2節 緊急物資等の整備 第1項 (略) 第2項 実施内容 1 物資の備蓄・調達 【市・県】 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなどの地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	2 危険地域の被害想定 【市】(略) また、土砂災害警戒区域等の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録等の活用のため施策等を推進する。 3 (略) 第2節 緊急物資等の整備 第1項 (略) 第2項 実施内容 1 物資の備蓄・調達 【市・県】 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなどの地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	上位計画と整合を図ったもの
121	(略)	また、交通の途絶により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、必要に応じて国（消防庁）に支援を求め	上位計画と整合を図ったもの

122	2～3（略） 第3節 公共用地等の有効活用 第1項（略） 第2項 実施内容 【市・県】 避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。 第4節～第5節（略） 第3部 災害応急対策計画 第1章 防災組織 第1節 防災体制 （略） 災害対策本部及び災害警戒本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係機関との連携の確保に努める。また、本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。また、災害対策本部及び災害警戒本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。 <u>（新規）</u>	る。 （略） 2～3（略） 第3節 公共用地等の有効活用 第1項（略） 第2項 実施内容 【市・県】 避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。 また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害の発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。 第4節～第5節（略） 第3部 災害応急対策計画 第1章 防災組織 第1節 防災体制 （略） 災害対策本部及び災害警戒本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係機関との連携の確保に努める。また、本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。また、災害対策本部及び災害警戒本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。 ただし、避難所の設置、避難誘導、水門・陸こうの閉鎖、道路啓開や施設の機能確保といった各種応急対策にあたっては、職員自らの安全が	上位計画と整合を図ったもの 方針の見直し
128			

148 ～ 155 160	なお、災害のおそれが解消し又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを解散する。 1～8（略） 第2章（略） 第3章 防災活動 第1節（略） 第2節 気象予報・警報等の収集・伝達 （共通事項：関係機関の役割の例、土砂災害警戒情報の伝達系統、洪水予報通報伝達系統） <u>陸上自衛隊（第13特科隊）</u> <u>NHK岡山放送局</u> 第3節 災害情報の収集・伝達 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1（略） 2 災害危険箇所等に関する情報の収集 【市】 (1)職員による情報の収集 （略） <u>①急傾斜地崩壊危険区域</u> <u>②～⑧</u>（略） (2)～(3)（略） 3（略） 第4節～第5節（略） 第4章（略） 第5章 被災者の救助保護	確保されることを前提とする。 なお、災害のおそれが解消し又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを解散する。 1～8（略） 第2章（略） 第3章 防災活動 第1節（略） 第2節 気象予報・警報等の収集・伝達 （共通事項：関係機関の役割の例、土砂災害警戒情報の伝達系統、洪水予報通報伝達系統） 陸上自衛隊（中部方面特科連隊第3大隊） 日本放送協会 第3節 災害情報の収集・伝達 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1（略） 2 災害危険箇所等に関する情報の収集 【市】 (1)職員による情報の収集 （略） （削除） ①～⑦（略） (2)～(3)（略） 3（略） 第4節～第5節（略） 第4章（略） 第5章 被災者の救助保護	時点修正 上位計画と整合を図ったもの
-------------------------------------	---	---	----------------------------------

175

第1節 災害救助法等の適用

第1項～第2項（略）

第3項 実施内容

1（略）

2 適用基準

【市】

(1)適用基準

基準1	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が150世帯以上の場合。
（1号）	ただし、1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合、その行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
基準2	住家滅失世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、岡山県下で1,500世帯以上、しかも、本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合、本市又はその行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
基準3	岡山県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上で、しかも、本市の各行政区における住宅滅失世帯数が多数（住家滅失世帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5世帯以上））の場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）（「5世帯以上」の根拠：災害救助事務取扱要領P6より）
基準4	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき
（4号）	(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
	(2) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
	（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

（略）

(2)～(3)（略）

3～5（略）

第2節 避難及び避難所の設置

第1項～第2項（略）

第1節 災害救助法等の適用

第1項～第2項（略）

第3項 実施内容

1（略）

2 適用基準

【市】

(1)適用基準

基準1	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯（住家滅失世帯）が市全域で150世帯以上の場合。
（1号）	ただし、市全域で150世帯未満かつ1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合、その行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
基準2	住家滅失世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、岡山県下で1,500世帯以上かつ本市又は本市の区における住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合、本市又はその行政区にのみ適用する。（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
基準3	岡山県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上かつ本市の各行政区における住宅滅失世帯数が多数（住家滅失世帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害（5世帯以上））の場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）（「5世帯以上」の根拠：災害救助事務取扱要領P7より）
基準4	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき
（4号）	(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
	(2) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
	（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

（略）

(2)～(3)（略）

3～5（略）

第2節 避難及び避難所の設置

第1項～第2項（略）

表現の具体化

195	【市】(略) ①～⑨ (略) ⑩避難所内の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。	【市】(略) ①～⑨ (略) ⑩避難所内の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド等を設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。	上位計画と整合を図ったもの
196	⑪～⑳ (略) <u>(新規)</u>	⑪～⑳ (略) ㉑在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。	上位計画と整合を図ったもの
196	<u>(新規)</u> 【県】(略) (6)～(9) (略) 15～16 (略) 第3節 (略) 第4節 飲料水の供給 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容	㉒車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊による避難者数、必要な物資数を集約するとともに、必要に応じ物資の補充等を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を車中泊による避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。 【県】(略) (6)～(9) (略) 15～16 (略) 第3節 (略) 第4節 飲料水の供給 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容	上位計画と整合を図ったもの

203	1～4（略） 5 飲料水の確保 【市】 (1)水源の確保 ①浄水対策班は、次の水源の水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。 ア 上水道 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>1日最大供給量</th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>1日最大供給量</th></tr><tr><td>三野浄水場</td><td>北区三野一丁目2-1</td><td>191,000 m³</td><td>矢原浄水場</td><td>北区御津矢原580</td><td>5,800 m³</td></tr><tr><td>旭東浄水場</td><td>北区今在家462-4</td><td>52,000</td><td>宇垣浄水場</td><td>北区御津宇垣642-25</td><td>1,000</td></tr><tr><td>山浦浄水場</td><td>北区祇園824-1</td><td>20,000</td><td>川口浄水場</td><td>北区建部町川口209</td><td>4,100</td></tr><tr><td>牟佐浄水場</td><td>北区牟佐1513</td><td>5,000</td><td>大内浄水場</td><td>東区瀬戸町大内1820</td><td>14,913</td></tr></table> イ 吉井川及び旭川 ②給水対策班は、非常災害時の給水を円滑に実施するため、あらかじめ管内の井戸水・受水槽・貯水槽の水等の水源の所在・水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。	施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量	三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 m³	矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800 m³	旭東浄水場	北区今在家462-4	52,000	宇垣浄水場	北区御津宇垣642-25	1,000	山浦浄水場	北区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100	牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000	大内浄水場	東区瀬戸町大内1820	14,913	1～4（略） 5 飲料水の確保 【市】 (1)水源の確保 水道部（浄水・施設班）は、次の水源の水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。 上水道 <table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th><th>1日最大供給量</th><th>施設名</th><th>所在地</th><th>1日最大供給量</th></tr><tr><td>三野浄水場</td><td>北区三野一丁目2-1</td><td>191,000 m³</td><td>矢原浄水場</td><td>北区御津矢原580</td><td>5,800 m³</td></tr><tr><td>旭東浄水場</td><td>中区今在家462-4</td><td>52,000</td><td>宇垣浄水場</td><td>北区御津宇垣642-25</td><td>1,000</td></tr><tr><td>山浦浄水場</td><td>中区祇園824-1</td><td>20,000</td><td>川口浄水場</td><td>北区建部町川口209</td><td>4,100</td></tr><tr><td>牟佐浄水場</td><td>北区牟佐1513</td><td>5,000</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (削除)	施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量	三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 m³	矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800 m³	旭東浄水場	中区今在家462-4	52,000	宇垣浄水場	北区御津宇垣642-25	1,000	山浦浄水場	中区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100	牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000				表現の適正化
施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量																																																										
三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 m³	矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800 m³																																																										
旭東浄水場	北区今在家462-4	52,000	宇垣浄水場	北区御津宇垣642-25	1,000																																																										
山浦浄水場	北区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100																																																										
牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000	大内浄水場	東区瀬戸町大内1820	14,913																																																										
施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量																																																										
三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 m³	矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800 m³																																																										
旭東浄水場	中区今在家462-4	52,000	宇垣浄水場	北区御津宇垣642-25	1,000																																																										
山浦浄水場	中区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100																																																										
牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000																																																													
203	(2)水源の衛生対策 井戸水等の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、塩素濃度の測定を行い、適切に消毒されていることを監視し給水を行う。	(2)臨時給水拠点の飲料水確保 水道部（給水班）は、非常災害時の給水を円滑に実施するため、応急給水栓設置校として指定している小中学校の受水槽の位置、容量及び給水に必要な器具等を定期的に調査、確認する。	訂正																																																												
209	6～11（略） 第5節（略） 第6節 医療・助産 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例 【市】 - 岡山市保健医療救護本部の設置 - 医薬品・医療機材等の備蓄	6～11（略） 第5節（略） 第6節 医療・助産 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例 【市】 - 岡山市災害保健医療調整本部の設置 - 医薬品・医療機材等の調達	表現の適正化																																																												

210	(略) 【日赤県支部】 ・岡山市保健医療<u>救護</u>本部への参画 (略) 【医療機関（岡医連・市医師会・おかやまDMAT）】 ・岡山市保健医療<u>救護</u>本部 (略) ①被災者に対する医療救護は、岡山市保健医療救護計画に基づき、保健福祉部（保管管理班・保健所班）を岡山市保健医療<u>救護</u>本部とし、関係各部・関係者と緊密な連携をとり実施する。 ②医療救護は、<u>岡医連・市医師会・日赤県支部及び県警察等防災関係機関</u>の協力を得て行う。 第3項 実施内容 1 実施体制等 【市・日赤県支部・医療機関】 岡山市保健医療<u>救護</u>本部には、総務チーム、医療救護チーム及び保健・衛生チームを設けるとともに、医療救護班の派遣調整等を行う岡山市災害医療対策会議を<u>設置</u>する。<u>なお、岡山市災害医療対策会議には、岡山県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>の派遣を要請する。 2 医療救護班の編成 【日赤県支部・医療機関】 災害現地において、医療救護を実施するため、<u>次の基準により医療救護班を編成し、広域災害医療情報システム、岡山県総合防災情報システム等</u>を活用し、災害の規模、傷病者の発生状況等を把握し、<u>必要に応じて出動するものとする</u>。また、必要時には災害派遣医療チーム（DMAT）等他からの援助を受入れる。	(略) 【日赤県支部】 ・岡山市災害保健医療調整本部への参画 (略) 【医療機関等】 ・岡山市災害保健医療調整本部 (略) ①被災者に対する医療救護に関する調整は、岡山市保健医療救護計画に基づき、保健福祉部（保管管理班・保健所班）を岡山市災害保健医療調整本部とし、関係各部・関係者と緊密な連携をとり実施する。 ②医療救護は、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする支援医療救護班、市内医療機関等</u>が県警察等防災関係機関の協力を得て行う。 第3項 実施内容 1 実施体制等 【市・日赤県支部・医療機関】 岡山市災害保健医療調整本部には、総務チーム、医療救護チーム及び保健・衛生チームを設けるとともに、医療救護班の派遣調整等を行う岡山市災害医療対策会議の<u>運営の準備</u>をする。<u>市は、県災害保健医療福祉調整本部に、医療救護班、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの岡山市災害医療対策会議への派遣を要請する。また、市医師会、岡医連に、協定に基づき医師の派遣を要請する。</u> 2 医療救護班の編成 【市・日赤県支部・医療機関】 災害現地において、医療救護を実施するため、医療救護班を編成し、広域災害医療情報システム、岡山県総合防災情報システム等を活用し、災害の規模、傷病者の発生状況等を把握する。また、必要時には災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>日本医師会災害医療チーム（JMAT）</u>等他からの援助を受入れる。	表現の適正化 各部より意見のあったもの 表現の適正化 各部より意見のあったもの 表現の適正化 表現の具体化
-----	---	---	---

210	(1)医療救護班の編成基準 ①岡医連・市医師会の医療救護班は、医師1名、看護師2名（帯同）及び補助者若干名をもって編成し、班長は医師とする。 班長は、看護師を帯同できない等により必要とするときは、消防救急隊員・保健師等市職員の応援を求めて、医療救護班を編成する。 ②日赤救護班は、「災害救護計画」に定めるところによる。 1 箇班の編成基準：班長（医師）1名・看護師長1名・看護師2名・主事1名 (2)医療救護班の編成 1)岡医連・市医師会医療救護班 岡医連・市医師会の医療救護班は28班とし、各医師会ごとの内訳は次のとおりである。 西大寺医師会4班御津医師会4班 北児島医師会2班都窪医師会2班赤磐医師会2班 岡山市医師会14班 2)日赤救護班 日本赤十字社救護規則（昭和30年本達甲4号）により、日赤県支部において9班を常備している。 3 救護所の設置 【市】 ①保健所長は、<u>救護所</u>を広域災害医療情報システム、岡山県総合防災情報システム等を活用し、災害の規模、傷病者の発生状況等を把握し、必要に応じて「第2節避難及び避難所の設置」に定める避難所又は災害現場に<u>設置する。</u> ②<u>発災地周辺の医療施設の協力が得られるときは、その医療施設に救護所を開設する。</u>	(削除) (削除) 3 救護所の設置 【市】 ①保健所長は、広域災害医療情報システム、岡山県総合防災情報システム等を活用し、災害の規模、傷病者の発生状況等を把握し、「第2節避難及び避難所の設置」に定める避難所又は災害現場に災害派遣医療チーム（DMAT）等支援医療救護班を派遣する。また、必要に応じて救護所を設置する。 (削除)	各部より意見のあったもの 各部より意見のあったもの 各部より意見のあったもの
-----	---	---	---

4 医療救護の実施 (1)医療救護班の派遣要請 【市】 ①市は、災害の状況により医療救護を必要と認めた場合、<u>岡医連・市医師会に医療救護班の派遣を要請する。</u> ②（略） ③要請は、保健所長から岡医連理事長及び市医師会長に対して行うのを原則とする。 ④緊急の場合の要請は、保健福祉部又は消防情報司令課から岡医連の副理事長、市医師会副会長、災害救急医療委員のいずれかに対して要請するが、この場合要請を行った後、速やかに前記③の方法により追認する。 ⑤医療救護班を要請する場合は、次の系統により通報連絡する。 ⑥ア 医療救護班の要請に係る通報連絡系統図 (2)医療救護班の輸送 【日赤県支部・医療機関】 ①日赤救護班は日赤の救護車両等により、救護所に直行する。 ②岡医連・市医師会医療救護班は、タクシー等の交通機関又は医師会員の所在する車両により、救護所に直行する。ただし、災害の状況により必要ある場合は、あらかじめ指定した集結場所に集合し、市が調達した車両等で救護所に行くものとする。 【市】 ①緊急車両による先導及び救護所までの間のトラブルを回避するため、県警察等防災関係機関と緊密な連携をとる。 (3)医療救護活動 【市・日赤県支部・医療機関】 ①医療救護班の業務は次のとおりとする。	4 医療救護の実施 (1)医療救護班の派遣要請 【市】 ①市は、災害の状況により医療救護を必要と認めた場合、<u>県災害保健医療福祉調整本部を通じて、災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする支援医療救護班の派遣を要請する。</u> ②（略） （削除） （削除） ③医療救護班を要請する場合は、次の系統により通報連絡する。 ④ア 医療救護班の要請に係る通報連絡系統図 (2)医療救護班の輸送 （削除） 【市】 ①緊急車両による先導及び救護所までの間のトラブルを回避するため、県警察等防災関係機関と緊密な連携をとる。 (3)医療救護活動 【市・日赤県支部】 ①医療救護班の業務は次のとおりとする。	
---	--	--

ア 傷病者の選別（<u>後方医療施設</u>への転送順位の決定を含む） イ 傷病者に対する応急処置 ウ 死亡の確認 エ その他状況に応じた処置 <u>②市と岡医連・市医師会は緊密な連携により、医療救護活動を実施するが、医療救護班に係る指揮命令は、保健所長が岡医連理事長及び市医師会会長と連携・協力して行う。</u> <u>③医療救護班は、原則として救護所でその業務を実施する。ただし、傷病者の状況により医師・看護師が災害現場に出向く必要がある場合は、直接現場でその業務の一部を行う。</u> <u>④トリアージタグへの住所・氏名等の記入は市職員が行い、トリアージに関する項目及び裏面の負傷箇所等は、医療救護班が記入する。現場に市職員がいない場合は、医療救護班により住所・氏名等を記入する。</u> <u>※１ トリアージ：多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療を行うために傷病者を分類すること。</u> <u>※２ トリアージタグ：トリアージを効果的に行うために傷病者につける識別表。</u> <u>⑤傷病者の救出及び誘導は、消防救助隊員等が防災関係機関と連携して行う。</u> <u>⑥医師の指示により、消防救急隊員・保健師・看護師等は、傷病者の選別及び応急処置を補助する。</u> <u>⑦重症患者等で、医療救護班では必要な医療を実施できないと医師が判断した場合は、救急隊はその旨を消防現場指揮本部に報告し、消防現場指揮本部は消防情報司令課と交信し、後方医療施設に搬送する。</u>	ア 傷病者の選別（<u>救急告示病院</u>への転送順位の決定を含む） イ 傷病者に対する応急処置 ウ 死亡の確認 エ その他状況に応じた処置（被災により中断した継続を要する医療の再開を含む） （削除） ②医療救護班は、<u>救護所または避難所等へ巡回し</u>、その業務を行う。 （削除） （削除） （削除） （削除）	
---	---	--

211	⑧救護所でのトリアージで死亡が判明した者及び救護所内で死亡した傷病者については、遺体収容所での収容安置のために、速やかに福祉事務所に引き継ぐ。引き継ぐまでに時間を要する場合は、保健所班が救護所とは別に、遺体安置所を設け一時的に安置する。 ⑨医療救護活動における指揮体制及び救護所における傷病者取り扱いの流れは、次のとおりである。 5 後方医療施設 【市・医療機関】 ①市は、病院開設者の承諾を得て、後方医療施設を指定する。 ②後方医療施設は、医療救護班から転送されてきた重症患者等を受入れ、診察・治療する。 ③後方医療施設及びその他の医療機関の診察状況の情報収集に当たっては、岡山県災害・救急医療情報システム等も活用する。 （新規）	（削除） （削除） 5 救急告示病院 ①救急告示病院は、平時から発災時の業務継続計画（BCP）を策定し、災害時にも継続して医療を提供できる体制を整備する。 ②発災後、救急告示病院は、あらかじめ策定した業務継続計画（BCP）に基づいて速やかに広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により、被災状況を市災害保健医療調整本部に報告するとともに、可及的速やかに診療を再開できるよう努める。 ③災害拠点病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする支援医療救護班から受け入れ調整された患者を受け入れる。 ④災害拠点病院以外の救急告示病院は、災害拠点病院から搬送された重症患者を受け入れる。	
211	6 医薬品・医療機材等の調達 【市・医療機関】 ①（略） ②携行した医薬品・医療材料が不足した場合、現場指揮本部はあらかじめ	6 医薬品・医療機材等の調達 【市・医療機関】 ①（略） ②携行した医薬品・医療材料が不足した場合、市災害保健医療調整本部	表現の適正化

<u>め指定した業者から、速やかに調達する。</u> ③市は、<u>救護所において必要な物資を備蓄する。</u> <u>④輸血用血液製剤が必要な場合は、岡山県赤十字血液センターにその供給を依頼するほか、市民に対して協力を要請する。</u> 7 県の応援等 【県】 市の地域内の機関によっては、十分な医療救護ができないと認めたときは、県地域災害保健医療調整本部に医療救護の実施に必要な要員及び資機材について応援を要請する。 8 災害救助法が適用された場合の取り扱い 本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療調整本部による総合調整の下で保健医療活動を行う。 9 医療救護に係る費用・機関等の措置方法 医療救護の対象者・範囲・期間及び費用の基準等については、次のとおりとする。 ①～②（略） <u>③集団的におおむね 10 人以上の傷病者が生じた災害等が発生した場合は、岡医連及び市医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動に係る実施細目」により実施する。</u> 10～13（略） 第7節 遺体の搜索・収容・埋火葬等 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1（略）	<u>に要請する。</u> ③市は、<u>県災害保健医療福祉調整本部に要請し、必要な物資を調達する。</u> <u>（削除）</u> 7 県の応援等 【県】 市の地域内の機関によっては、十分な医療救護ができないと認めたときは、県地域災害保健医療<u>福祉</u>調整本部に医療救護の実施に必要な要員及び資機材について応援を要請する。 8 災害救助法が適用された場合の取り扱い 本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、県災害保健医療<u>福祉</u>調整本部による総合調整の下で保健医療活動を行う。 9 医療救護に係る費用・機関等の措置方法 医療救護の対象者・範囲・期間及び費用の基準等については、次のとおりとする。 ①～②（略） <u>（削除）</u> 10～13（略） 第7節 遺体の搜索・収容・埋火葬等 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1（略）	表現の適正化 表現の適正化 表現の適正化 各部より意見のあったもの
--	--	---

215	2 検視・遺体安置所の開設 【市】 (1)遺体の検視・安置 多数の死者が生じ遺体の検視・安置の必要がある場合、総括事務本部（遺体取扱係）は事前に選定した検視・遺体安置所を開設し、関係職員を派遣し、県警察に検視を要請するとともに、遺族・親族への引き渡しを終了するまでの間、又は埋火葬が行われるまでの間、一時収容し安置する。なお、比較的遺体が少ない場合は、県警察や葬祭事業者等の遺体安置所の開設を要請する。 (2)～(3)（略） 3～6（略） 第8節～第11節（略） 第6章～第7章（略） 第8章 保健衛生 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例	2 検視・遺体安置所の開設 【市】 (1)遺体の検視・安置 多数の死者が生じ遺体の検視・安置の必要がある場合、総括事務本部（遺体取扱係）は事前に選定した検視・遺体安置所（岡山ドーム・岡山市総合文化体育館・六番川水の公園体育館等）を開設し、関係職員を派遣し、県警察に検視を要請するとともに、遺族・親族への引き渡しを終了するまでの間、又は埋火葬が行われるまでの間、一時収容し安置する。なお、比較的遺体が少ない場合は、県警察や葬祭事業者等の遺体安置所の開設を要請する。 (2)～(3)（略） 3～6（略） 第8節～第11節（略） 第6章～第7章（略） 第8章 保健衛生 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例	表現の具体化
239	【市】 ・保健活動班の編成 ・指定避難所等への保健師等の派遣 ・浸水家屋等の消毒 ・指定避難所における感染症対策 （略） 【日赤県支部・岡山市内医師会連合会・一般社団法人岡山市医師会】 ・保健活動班の編成 第3項 実施内容 1 保健活動・予防措置活動組織	【市】 ・保健活動の実施 ・指定避難所等への保健師等の派遣 （削除） ・指定避難所、在宅避難者等に対する感染症対策 （略） 【日赤県支部】 ・保健衛生活動の実施 第3項 実施内容 1 保健活動・予防措置活動体制	表現の適正化 各部より意見のあったもの 表現の適正化 表現の適正化

【市】 (1) <u>保健活動班の編成</u> 必要と認めるときは、<u>岡医連・市医師会又は日赤県支部に要請して、医療救護班又は救護班を保健活動班とする。</u>（「第３部第５章第６節医療・助産」を参照。） 保健活動を実施するため、次により保健活動班を編成する。 保健技術者２～３名・連絡記録者１名 (2) <u>予防措置班の編成</u> <u>予防措置を実施するため、予防措置班を編成する。</u> <u>衛生技術者２～３名、連絡記録者１名</u>	【市】 (1) 人員確保 保健活動を実施するため、災害保健医療調整本部において、指定避難所等に派遣すべき保健師等の必要数を検討する。必要と認めるときは、県災害保健医療福祉調整本部に保健師等災害派遣チームの派遣を要請する。（「第３部第５章第６節医療・助産」を参照。） 保健活動を実施するため、次により保健活動班を編成する。 保健技術者２～３名・連絡記録者１名 (削除)	各部より意見のあったもの 各部より意見のあったもの
２ 保健活動の実施 【市】 (1) 保健指導等の実施 健康上での被災状況を踏まえて、<u>被災地及び指定避難所</u>に保健師・栄養士・歯科衛生士等を派遣し、保健指導及び衛生指導を実施する、合わせて必要な指導を行う。 (2) 健康診断及び感染症予防指導の実施 <u>保健所班は、指定避難所・冠水地域・その他被災地域における感染症の発生状況を調査（疫学調査）し、必要により健康診断を実施する。</u> (3) (略) (4) 臨時予防接種の実施 知事の指示があった場合は、<u>保健所班は、</u>感染症の発生を予防するため、予防接種が必要となった場合は、ワクチン等を確保し、対象地域及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。 (5) 感染症患者発生時の措置 感染症が探知された場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律および新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、	２ 保健活動の実施 【市】 (1) 保健指導等の実施 健康上での被災状況を踏まえて、指定避難所及び在宅避難者等に保健師・栄養士・歯科衛生士等を派遣し、保健指導及び衛生指導を実施する、合わせて必要な指導を行う。 (2) 健康診断及び感染症予防指導の実施 指定避難所・冠水地域・その他被災地域における感染症の発生状況を調査（疫学調査）し、必要により健康診断を実施する。 (3) (略) (4) 臨時予防接種の実施 知事の指示があった場合は、感染症の発生を予防するため、予防接種が必要となった場合は、ワクチン等を確保し、対象地域及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。 (5) 感染症患者発生時の措置 感染症が探知された場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律および新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、	表現の適正化

240	速やかに保健指導・<u>消毒</u>・収容等必要な措置を行う。 (6) (略) 3 予防措置の実施 【市】 (1) <u>浸水家屋等の消毒</u> ①被災地における感染症の発生を予防し、まん延を防止する必要があると認められる場合は、地区別実施計画により浸水家屋等の消毒を実施する。 ②指定避難所の衛生的な管理を図るため指定避難所を巡回指導し、炊事場・便所等に、適切な消毒剤を使用し消毒を実施する。 (2) <u>消毒薬剤の配布</u> 被災地が広い等、市民の協力を得る必要があると認められる場合は、被災世帯に対して、必要に応じて、消毒薬剤を配布し、消毒方法を指導する。 (3) <u>ねずみ・昆虫等の駆除</u> (略) (4) <u>指定避難所における感染症対策</u> 指定避難所においては、岡山市避難所運営マニュアルに基づき、避難者の健康状態の調査、防疫活動を実施する。 (新規) 4 食品衛生の監視 【市】	速やかに保健指導・収容等必要な措置を行う。 (6) (略) 3 予防措置の実施 【市】 (1) <u>被災世帯に対しての指導</u> 浸水家屋の床下や庭等の消毒は不要であることを伝え、浸水箇所の清掃と乾燥の必要性について指導を行う。 また、必要に応じて消毒等の感染症予防について指導を行う。 (2) <u>ねずみ・昆虫等の駆除</u> (略) (3) <u>指定避難所における感染症対策</u> 指定避難所においては、岡山市避難所運営マニュアルに基づき、避難者の健康状態の調査、防疫活動を実施する。また、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。 (4) <u>仮設トイレの設置</u> 指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。 4 食品衛生の監視 【市】	各部より意見のあったもの 上位計画と整合を図ったもの 上位計画と整合を図ったもの
-----	---	---	---

241	(略) (1) 救護食品の監視及び試験検査 (略) (2) (略) (3) 冠水した食品関係業者の監視指導 冠水した食品関係業者に対して、<u>消毒・洗浄の実施・冠水食品の廃棄・営業の再開等</u>について、必要により監視指導を実施する。 5 被災ペットの保護 【市】 県と連携を図りながら、犬、猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、<u>家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集</u>を行うとともに、(公益社団法人)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。	(略) (1) 食品の監視及び試験検査 (略) (2) (略) (3) 被災した食品関係業者の監視指導 被災した食品関係業者に対して、<u>被害状況の確認</u>、営業の再開等について、必要により監視指導を実施する。 5 被災ペットの保護 【市】 県と連携を図りながら、犬、猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、(公益社団法人)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。	表現の適正化
241	また、特定動物の収容については、<u>届け出施設や動物園等</u>と連携し対応するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。 (略) 6 (略)	また、特定動物の収容については、<u>許可施設や動物園等</u>と連携し対応するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。 (略) 6 (略)	表現の適正化
	第9章 清掃 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1 ごみ処理 【市】	第9章 清掃 第1項～第2項 (略) 第3項 実施内容 1 ごみ処理 【市】	災害廃棄物処理計画と整合を図ったもの
242	(1) 収集順位 災害発生時のごみには、<u>浸水等による流出流動ごみ</u>や建物の損壊・焼損等によって発生するごみと、日常生活を営むことによって発生するごみとがある。これらのごみの収集に当たっては、被災地の状況あるい	(1) 収集順位 災害発生時のごみには、<u>被災したものを片づける際に排出される片づけごみ</u>や建物の損壊・焼損等によって発生するごみと、日常生活を営むことによって発生するごみとがある。これらのごみの収集に当たっては、被災地の状況あるいは、被災世帯における屋内清掃状況等を勘案し	

243	は、被災世帯における屋内清掃状況等を勘案して実施するが、保健衛生上の点から次の順位により優先して実施するものとする。 (略) (2)略 (3)処理方法 収集したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の基準により、分別後、焼却、埋立及びリサイクルによって処理する。なお、がれきの処分に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、アスベストの飛散防止措置を講ずる。なお、処理の進捗状況をふまえ、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木くずやコンクリートがら等のリサイクルを図る。 <u>①燃焼物…仮置場に一時保管後、適正に処理する。</u> <u>②不燃焼物…仮置場に一時保管後、適正に処理する。</u> (4) (略) 2 し尿処理 【市】 (1) (略) (2)収集方法	て実施するが、保健衛生上の点から次の順位により優先して実施するものとする。 (略) (2) (略) (3)処理方法 収集したごみは、開設した集積所及び仮置き場へ搬入し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の基準により、分別後、焼却、埋立及びリサイクルによって処理する。なお、がれきの処分に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、アスベストの飛散防止措置を講ずる。なお、処理の進捗状況をふまえ、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木くずやコンクリートがら等のリサイクルを図る。 (削除) (削除) (4) (略) 2 し尿処理 【市】 (1) (略) (2)収集方法	
243	環境事業班は、ごみ収集に準じて実施する。 (3)～(5) (略) 3～4 (略) 第10章～第13章 (略) 第14章 事故災害応急対策 第1節～第9節 (略) 第10節 有害ガス等災害対策	環境収集班は、ごみ収集に準じて実施する。 (3)～(5) (略) 3～4 (略) 第10章～第13章 (略) 第14章 事故災害応急対策 第1節～第9節 (略)	表現の適正化

290	第1項 方針 特定施設等について故障・破損その他の事故が発生し、<u>ばい煙・特定物質・有害物質又は有害ガス</u>（以下「<u>有害ガス等</u>」という。）が、大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに復旧措置を講じる。 第2項～第3項（略） 第11節（略） 第15章 集団事故災害対策 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例 【市】 総合救急対策本部を設置 【県】 総合緊急対策本部に参加 【自衛隊】 県からの要請を受けて出動 【海上保安庁】 総合緊急対策本部に参加、応急活動及び連絡調整 【日赤県支部・医療機関】 市長（対策本部）の要請により応援部隊を派遣 <u>（新規）</u> 第3項 実施内容 1～6（略） <u>8 医療救護</u> <u>【市】</u>	第10節 有害ガス等災害対策 第1項 方針 特定施設等について故障・破損その他の事故が発生し、有害ガス等が、大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに復旧措置を講じる。 第2項～第3項（略） 第11節（略） 第15章 集団事故災害対策 第1項（略） 第2項 関係機関の役割の例 【市】 総合救急対策本部を設置 【県】 総合緊急対策本部に参加 【自衛隊】 県からの要請を受けて出動 【海上保安庁】 総合緊急対策本部に参加、応急活動及び連絡調整 【日赤県支部・医療機関】 市長（対策本部）の要請により応援部隊を派遣 【災害派遣医療チーム（DMAT）等支援医療救護班】 医療救護 第3項 実施内容 1～6（略） 7 医療救護	表現の適正化 上位計画と整合を図ったもの
294			

297	<u>多数の傷病者が生じた場合（おおむね10人以上）は、必要により岡 医連・市医師会・日赤県支部に対して、医療救護班の派遣を要請して医 療救護を実施する。</u> <u>【岡医連・市医師会】</u> <u>総合救急対策本部又は保健福祉局幹部職員並びに、消防情報司令課か ら要請があった場合、また災害の発生が明らかな場合については、「第3 部 第5章 第6節 医療・助産」に定めたところにより、医療救護を 実施する。</u> 9 自衛隊の応援 （略） 10 費用負担 （略） 第16章 自衛隊の災害派遣 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 （1）（略） （2）災害派遣命令者	【県】 傷病者の発生状況等により必要と判断したとき、又は消防機関からの 要請があったときは、協定に基づいて関係機関に災害派遣医療チーム （DMAT）の出動を要請する。 （削除） 8 自衛隊の応援 （略） 9 費用負担 （略） 第16章 自衛隊の災害派遣 第1項～第2項（略） 第3項 実施内容 1 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者 （1）（略） （2）災害派遣命令者	上位計画と整合 を図ったもの 各部より意見の あったもの 訂正 訂正 訂正
299	陸上自衛隊<u>第13特科隊長</u> 海上自衛隊呉地方総監 航空自衛隊西部航空方面隊司令 2～5（略） 第17章～第21章（略） 第4部 災害復旧・復興計画 第1節（略） 第2節 被災者等の生活再建等の支援	陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊長 海上自衛隊呉地方総監 航空自衛隊西部航空方面隊司令 2～5（略） 第17章～第21章（略） 第4部 災害復旧・復興計画 第1節（略） 第2節 被災者等の生活再建等の支援	時点修正

323	第1項～第2項(略) 第3項 実施内容 (1)住まいの確保 【市・県】(略) 【市】 <u>被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。</u> 【県】(略) (2)～(5)(略) (6)迅速な罹災証明書の交付 【市】 (略)	第1項～第2項(略) 第3項 実施内容 (1)住まいの確保 【市・県】(略) 【市】 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。 【県】(略) (2)～(5)(略) (6)迅速な罹災証明書の交付 【市】 (略)	地震・津波災害 対策編へ記載
324	住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、<u>応急危険度判定の判定結果等</u>を活用するなど、適切な手法により実施する。 罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め<u>る。</u> <u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局が非常時に情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</u> 【県】(略) (7)(略) 以下、(略)	住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。 罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。 【県】(略) (7)(略) 以下、(略)	地震・津波災害 対策編へ記載 表現の適正化

